

◇ 養育費請求の調停(増額請求・減額請求を含む)を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

子どもを扶養する義務は両親にありますので、両親が離婚した場合であっても、双方がその経済力に応じて子どもの養育費を分担することになります。

養育費について話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、子を監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、養育費の支払を求められます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分(養育費)調停事件として申し立てます(離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は、夫婦関係調整調停(離婚)を利用してください。夫婦が別居中に、子どもの養育費を含む夫婦の生活費の支払について話し合いたい場合は、婚姻費用の分担調停を利用してください。)

また、一度決まった養育費であってもその後事情の変更があった場合(再婚した場合や子どもが進学した場合など)には養育費の額の変更を求める調停や審判を申し立てることができます。

調停手続では、養育費がどのくらいかかっているのか、申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

父または母

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
 - 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
 - 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し)
 - ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、その部分をマスキングしてコピーしてください。
 - 収入印紙 未成年者1人につき1,200円分
 - 郵便切手 140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、20円×4枚、10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚 (1,082円分)
- ◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。
		相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。)
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。
		特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコ
--	--

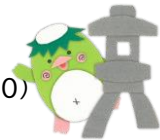
1	裁判所に書面を提出される方へ	ピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり(養育費・婚姻費用)	調停の進行についての説明書です。

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



9 Q&A

Q1 「養育費」には、どのような費用が含まれるのですか。

A1 一般的には、子の衣食住等に要する生活費のほか、教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。

Q2 養育費の額は、どのように決められるのですか。

A2 調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、一般的には、双方の収入状況や子の人数、年齢その他一切の事情を考慮することになると考えられます。

Q3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。

A3 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続に必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されることとなります。

Q4 父又は母が就職、退職するなどして収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた養育費の額を増額又は減額するよう求めることはできますか。

A4 調停や審判の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、従前に取り決められた養育費の額の変更を求めることができます。